

鳥類の検疫・微生物モニタリングについて

2024年12月
日本女子大学 動物実験委員会

ヒトに感染し、疾患を引き起こす人獣共通感染症の原因となる病原性微生物をコントロールするため、かかりつけの獣医師との相談体制を確保し、鳥類の微生物モニタリングを実施する。

対象動物

施設内の全ての鳥（セキセイインコ・ジュウシマツ・キンカチョウ等）

かかりつけの獣医師

ステップどうぶつ病院 鈴木三千子 獣医師
〒171-0032
東京都豊島区雑司が谷2-3-6 目白パークビル201

検査依頼機関

〒210-0821
神奈川県川崎市川崎区殿町3-25-12
公益財団法人実中研 ICLASモニタリングセンター
TEL：044-201-8525 FAX：044-201-8526

検疫およびモニタリング時の微生物検査項目と検査法

検査項目は以下の5項目とする。

	病原体	検査方法
鳥インフルエンザ	ウイルス A 型	A 型ウイルス抗原抗体反応
オウム病	クラミジア (<i>Chlamydia psittaci</i>)	PCR
サルモネラ	細菌 (<i>Salmonella spp.</i>)	培養
カンピロバクター	細菌 (<i>Campylobacter spp.</i>)	PCR
クリプトコックス	真菌 (酵母菌) (<i>Cryptococcus spp.</i>)	PCR

鳥インフルエンザ

資料1)、2)を参考に、人のA型インフルエンザ迅速診断用に開発された検査キットを用いて簡易検査を実施する。

- 1) 「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」
(環境省、2023年)
- 2) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」
(環境省、2023年)

オウム病、サルモネラ

資料3)、4)に基づき検査項目に含めた。

- 3) 「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」(日本学術会議、2006年)
- 4) 「小鳥のオウム病等検査ガイドライン」(厚生労働省HP、2023年11月1日閲覧)

カンピロバクター、クリプトコックス

資料5)に基づき、検査項目に含めた。

- 5) 「人と動物の共通感染症に関するガイドライン」(環境省、2007年)

モニタリング方法

飼育中の鳥からランダムに動物を抽出し、新鮮糞便を採取し上記の方法（検疫とモニタリング時の微生物検査項目と検査法）により実施する。対象動物の飼育室にセキセイインコ、ジュウシマツ、キンカチョウ等を搬入し、1回の搬入について2個体を抽出することとする（搬入個体数が30個体以上の場合は、抽出数をふやす）。原則として1年飼育後検査に供する。

モニター動物飼育法

- ・餌と水： 未滅菌の飼料を不断給餌で与え、水は水道水を与える。
- ・ケージ： 飼養保管施設で使用しているもの
- ・照明： L:D 14:10 の明暗サイクル
- ・室温： 16～27° C、湿度30～60 %
- ・床敷紙交換は原則として1回／週とする。

モニタリング結果報告

学内の飼育保管施設における微生物モニタリングの結果は、結果が出た段階で動物実験委員にその結果にかかわる文書を提出し、その結果の複写を事務局に届ける。文書等は事務局で保管する。

但し、緊急性のある場合は動物実験委員会を開催し、その対応策を検討する。人獣共通感染症のある場合は、本学における「動物実験等における動物由来の咬傷等、人獣共通感染症に対する指針」の「人獣共通感染症発生時連絡フロー」に従って速やかに対処する。

検査結果が陽性の報告を受けた場合

重篤な感染症の疑いがある場合にはその旨を関係利用者に伝え、再検査や検査方法を変えての検査を行う。最終結果が出るまでの間は飼育管理の規制および動物の搬入と繁殖停止を行う場合がある。

重篤な感染症が確認された場合には原則として全動物を処分し、飼育室の消毒を行う。

その他

感染が疑われる異常動物については随時検査を行う。